

新学習指導要領における特別支援学級の教育課程編成

東京学芸大学教職大学院 准教授 増田 謙太郎

1 特別支援学級の教育課程編成

(1) 「準ずる」とは何か？

- ・原則として「同一である」ということ。特別支援学級における指導は、通常の学級における目標や内容と原則的には同じである。
- ・ただし、特に知的障害学級では、児童生徒の障害の状態等により、適切ではない場合が多い。だから、「準ずる」とは「原則同じだが、アレンジして適切な教育を行う」という意味になる。

(2) 「特別の教育課程」とは何か？

① 「自立活動」を取り入れること

- ・「自立活動」は特別支援学校学習指導要領に定められた「領域」である。
- ・「自立活動」の時間を特設することではなく、全教育活動を通じて「自立活動」の視点を取り入れていくこと。

② 児童生徒の当該学年における教科の目標と内容にとらわれないこと

- ・知的障害学級の場合は、「学習指導要領」に示されている下学年の目標と内容に振り替えてよい。
- ・それでも難しい場合は「特別支援学校学習指導要領」に示されている段階の目標と内容に振り替えてもよい。

③ 特別支援学校学習指導要領に示されている「合わせた指導」を行うことができる

- ・特別支援学級では「生活単元学習」を取り入れるとよい。ただし「総合的な学習の時間」との違いを明確にしておくこと。
- ・「日常生活の指導」「遊びの指導」「作業学級」は他教科等で行うことが可能であったり、わざわざ時間を特設して行う必要があるかどうかを検討する。

2 特別支援学級における資質・能力の「3つの柱」

(1) 知識及び技能

- ・特別支援学級では、「知識及び技能」に指導が偏りがち。
- ・スキル獲得に偏ると、社会の変化には対応できず、結果的に「般化」できない。

(2) 思考力、判断力、表現力等・・・学びの方法を言語化すること

- ・声かけの例: 「どうして、〇〇にしたの?」「どういうふうに考えたの?」等
→これは「対話的な学習」である。
- ・ただし、知的障害の子どもは、抽象的な思考を苦手とする。「学びの方法を言語化」が困難な子どももいる。
- ・特別支援学級でよく行われる手だて(スモールステップ、視覚化、動作化、具体物を使うなど)を「思考力、判断力、表現力」の育成のために活用していくことがこれからは求められる。

(3) 学びに向かう力、人間性等・・・自分にあった方法を見つけること

- ・特別支援学級の子どもの障害の状態・程度・特性はとても多様である。
- ・特別支援学級では「自立活動」の指導との関連を図っていくとよい。
- ・自立活動は「個々の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導」。
→「主体的な学習」とつながっていく。

(4) 特別支援学級と「資質・能力」

- ・知識及び技能…「○○できる」「○○がわかる」
- ・思考力、判断力、表現力…「○○を生かして△△する」
- ・学びに向かう力、人間性等…「○○の特性を生かして」
→特別支援学級における「深い学習」である。

(5) 「主体的・対話的で深い学び」をめざすために

- ・特別支援学級では「資質・能力の育成」から迫っていくとよい。

3 特別支援学級における「生活単元学習」の扱い

(1) 「生活単元学習」(生単)の現状

- ・特別支援学級の醍醐味ともいえる。
- ・通常の学級でできないことができる。
- ・「何でもあり!」になりやすい。

(2) 問題のある「生活単元学習」とは

- ・他の教科別の指導の時間等で行えない活動を「とりあえず」実施しているととられるような授業。
- ・特定の教科の特定の分野のみを扱った授業 →生単である必要がない。
- ・特定の活動のみを年間を通じて実施し続ける授業 →そもそも「単元」ではない。

(3) そもそも「生活単元学習」とは

- ・各教科等を合わせた指導である →「教科の見方・考え方」が必要である。
- ・「生活単元学習」はまさにカリキュラム・マネジメントそのもの。

(4) 「生活単元学習」をカリキュラム・マネジメントするには?

- ・これまでは…各教科で行われている題材をつなぎ合わせるだけでよかった。
- ・これからは…各教科の「見方・考え方」を取り入れることが必要。